

広島県告示第二百五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十二年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	効力を有する期限	備考
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家五三番地	平成二五年三月一七日	更新
独立行政法人国立病院機構福山医療センター	福山市沖野上町四丁目一四番一七号	平成二五年三月一七日	更新
府中市立府中北市民病院	府中市上下町上下二一〇番地	平成二五年三月一七日	更新
市立三次中央病院	三次市東酒屋町字敦盛五三一番地	平成二五年三月一七日	更新